

皮膚科軟膏処置に使用する軟膏使用量や1月の投与量上限など内規

1. 処置範囲と整合性のある軟膏量の目安

処置範囲と整合性のある軟膏の量		
処置範囲・点数		目安量
100～500 cm <sup>2</sup> 未満	55点	3～9g
500～3,000 cm <sup>2</sup> 未満	85点	6～18g
3,000～6,000 cm <sup>2</sup> 未満	155点	10～30g
6,000 cm <sup>2</sup> 以上	270点	15～50g
* 褥瘡・潰瘍は3倍量までとする		

2. 外用薬の1カ月間投与総量の目安

外用薬の1カ月間に投与できる総量			
部位	総量	部位	総量
全身	900g	片下肢	200g
体幹	400g	手と足	150g
両上下肢	400g	手または足	80g
両上肢	200g	頭・顔・首	80g
両下肢	300g	臀部	150g
片上肢	100g	指・趾	40g

3. 特殊軟膏の1カ月最大投与量の目安

1 副腎皮質ホルモン軟膏 (副腎皮質ホルモン外用テープ1枚は軟膏換算で、1枚4gとする)	250g
2 ボンアルファ軟膏、ドボネックス軟膏 (ボンアルファハイ軟膏は200g)	360g
3 オキサロール軟膏 (添付文書で1日使用量10gまでと規定)	300g
4 プロトピック軟膏 (添付文書で1日1～2回、1回塗布量は5gまでと規定)	90g
5 抗ウイルス外用剤(帯状疱疹に対する) (1日最大投与量は10gまで) 単純疱疹では口唇6gまで、顔面10gまでとする	70g
6 プロスタンディン軟膏 (1日最大投与量は10g)	280g
7 アロビックス外用液、フロジン外用液 (頭部のみは90mL)	120mL

以上